

令和8年10月23日

独立行政法人水資源機構契約職
副理事長 富田 晋司
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 ベトナム国における調査支援業務
- 2 業 務 場 所 ベトナム社会主義共和国ハノイ、ダナン
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和9年3月19日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件
 - ・当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「集計、計算、調査研究(役務)」・営業品目「資料収集整理等、調査(市場、都市、交通、世論等)」に登録していること。
 - ・本店、支店又は関連会社がベトナム国に所在すること。
- 3 見積書等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものを原則とします。ただし、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで押印を省略することができるものとします。
 - 2)提出方法 電子メール又はFAXによる。(※4)に記載されたアドレス及び番号)
 - 3)見積書提出期限 令和8年11月6日 10:00 まで
 - 4)提出先 独立行政法人水資源機構 本社
電子メール nyukei_honsya@water.go.jp FAX 048-600-6588
 - 5)担当者 技術管理部契約企画課 種市
 - 6)質問書提出期限 令和8年10月29日 10:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 7)見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年11月9日 10:00 までとします。
 - 8)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。
なお、契約金額が100万円以下の場合は、請書を省略することができます。
 - 3)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 4)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

ベトナム国における調査支援業務

仕様書

第1条 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）が施行する「ベトナム国における調査支援業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2条 業務場所

（1）ベトナム社会主義共和国

ハノイ、ダナン

Hanoi, Da Nang, Socialist Republic of Vietnam

第3条 業務概要

ベトナム国における治水・利水に係る事業の案件化調査において、発注者が現地の関係機関と行う協議及び現地調査に係るロジ支援を行うものである。

第4条 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

第5条 業務内容

5-1 現地帯同

発注者がベトナム国滞在中（約4日間、内1～2日間程度は現地調査を予定）に行う関係機関との協議及び現地調査等に帯同し、議事録作成（参加者リスト整理を含む）、記録用写真の撮影（適宜）及び現地にて必要となる連絡調整（補助）を行う。

5-2 事前調整及び事前手配等

ベトナム国に所在する受注者の海外拠点（本店、支店又は関連会社）を活用し、上記5-1の実施に必要な事前調整および事前手配等を行う。

具体的には、以下に示す事項（①～④）を想定している。

なお、本仕様書に定めのない事前調整事項等が必要となった場合、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

① 関係機関との連絡調整

関係機関との協議及び現地調査等に係る 1)訪問受入れ依頼レター（英語、必要に応じて現地語）の作成・送付、2)面談アポイントメント取り付けと必要な登録補助（現地調査時の地元警察、地方政府外務部門への事前申請・許可取得を含む）、及び3)その他の連絡調整（渡航前にWEB会議を実施する場合がある）について、必要に応じて支援を行う。

② 移動用車両手配

本業務の実施にあたり、ベトナム国滞在中に発注者及び受注者が使用する車両の借り上げ手配、渡航中の配車手配及び支払いについて支援を行う。

なお、車両借上費は発注者が別途負担する。

③ 宿泊先手配

本業務の実施にあたり、ベトナム国滞在中に発注者が宿泊する宿泊先の手配と調整等について支援を行う。

④ 通訳手配

発注者が関係機関と協議等を行う際の日越通訳の手配を行う。関係機関との協議等の際には、技術的な専門用語等の通訳が円滑に行えるよう通訳者への支援を行う。

なお、通訳備上費並びにそれに係る経費は別途発注者が負担する。

第6条 成果品

成果品は次のとおりとし、全て電子データで納品するものとする。

ロジ支援内容報告書 一式

第7条 守秘義務

受注者は、この契約の履行に際して知り得た機密を第三者に漏洩してはならない。

第8条 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

以上

業務数量表

項目	規格	単位	数量
ベトナム国における調査支援業務		式	1
現地帯同	仕様書第5条 5-1	日	4
事前調整及び事前手配等	同 第5条 5-2	式	1
ロジ支援内容報告書作成	同 第6条	式	1

請 書（案）

- 1 件 名 ベトナム国における調査支援業務
- 2 業 務 場 所 ベトナム社会主義共和国ハノイ、ダナン
- 3 業 務 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 9年 3月 19日
- 4 契 約 金 額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするにあたっては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 契約職
副理事長 富田 晋司 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第3条 この契約の履行内容が第1条の仕様書に適合しない場合において、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第4条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第5条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第6条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第8条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第9条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法

(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第10条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

- 一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
(業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)

- 二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

- 3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。

9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第11条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

メール送信先 nyukei_honsya@water.go.jp

FAX 送信先 048-600-6588

担当：独立行政法人水資源機構 技術管理部 契約企画課 種市あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構契約職

副理事長 富田 晋司 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月23日に交付された「ベトナム国における調査支援業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。